

(別紙)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(令和4年10月1日以降の施術)

初 検 料			2,980 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初 検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額 に 1,870 円を加算する
往 療 料			2,760 円	注 1 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、 3,060 円を算定する。 2 夜間往療については、所定金額の 100 分の 100 に相 当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の 往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は 当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位 の患家の所在地を起点とする。
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,940 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を 行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額 を加算する。
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 4,070 円	
	マ ッ サ ー ジ	マッサージを行っ た場合	1 日 1 回限り 2,940 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサー ジ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、 心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当 する金額を加算する。
		温罨法を併施した 場合	1 回につき 150 円加算	注 変形徒手矯正術との併施は認められない。
		変形徒手矯正術を行 った場合	1 肢につき 450 円加算	注 マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッ サージ及び変形徒手矯正術（※）を行った場合に限り、 両方の料金を算定すること。 ※ 6 大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象 とし、1 肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に 支給する。
	はり又はきゅうと マッサージの併用		1 日 1 回限り 4,070 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を 行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする 特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、 腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法			1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病 労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の 範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧 師にあつては、超短波（若しくは極超短波）又は低周波、 はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及 び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線 器具を使用しても 1 回として算定する。
休 業 証 明 料			1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明